

財産と法

第6回 債権総論（その1）

2006/05/24

松岡 久和 (<http://www.matsuoka.law.kyoto-u.ac.jp>)

1 講義内容の概観と「債権総論」の位置

- ・ 講義でお話しする対象：いわゆる「債権総則」部分（民法399条～520条）
- ・ 第1回目と第2回目を取り上げる内容（予定）
- ・ 債権とは？：「他人をして将来財貨または労務を給付させることを目的とする権利」
「特定人（債権者）が特定人（債務者）に対して一定の給付（作為または不作為）を請求することを内容とする権利」
- ・ 民法第3編債権編の構造
 - ・ 4つの債権発生原因
 - 契約 金銭債権・物の引渡し債権・労働力やサービスを内容とする債権
 - 事務管理 金銭債権・物の引渡し債権
 - 不当利得 金銭債権・物の引渡し債権
 - 不法行為 金銭債権。例外的に謝罪広告等を求める債権
 - ・ 債権総則 = 4つの債権発生原因から生じた債権に共通するルール群
 - ・ 「パンデクテン体系」（= 共通部分を総則で括り出す条文整理の仕方）の功罪
 - 例** 浄水器の性能を誇張した売り込みに乗せられて、30万円でそれを購入したが、売主が言うような性能はないという場合、買主は30万円の代金を支払わなければならないのだろうか。
 - キーワード** 錯誤（95条） 詐欺（96条） 履行請求権（414条） 債務不履行（= 契約違反）による損害賠償請求（415・416条） 契約の解除（540条以下） 売主の瑕疵担保責任（570条） 不法行為による損害賠償（709条）
- ・ 現実売買（物の引渡しと代金支払が同時に実行される店頭での売買などを指す）でも債権は発生していると考えられるのか。それはなぜか。

2 債権総則のルール群の概観

- ・ 債権の目的に関するルール群
 - ・ 債権の内容は何でもアリ？ / 友達同士の約束で債権が発生するか。
 - ・ モノとカネの特殊性
- ・ 債権の効力に関するルール群
 - ・ 債務不履行にもとづく損害賠償請求権
 - ・ 最後の抛り所は債務者の責任財産（債権者代位権と債権者取消権 = 詐害行為取消権）
- ・ 債権者や債務者が多数存在する場合とは？（多数当事者の債権関係）
- ・ 債権も独立した財産権。債権を譲り受けるとは？（債権譲渡）
- ・ 債権の消え方・アラカルト（弁済・相殺・更改・免除・混同）

第1章 総則

- 第1節 債権の目的（第399条～第411条）
- 第2節 債権の効力
 - 第1款 債務不履行の責任等（第412条～第422条）
 - 第2款 債権者代位権及び詐害行為取消権（第423条～第426条）
- 第3節 多数当事者の債権及び債務
 - 第1款 総則（第427条）
 - 第2款 不可分債権及び不可分債務（第428条～第431条）
 - 第3款 連帯債務（第432条～第445条）
 - 第4款 保証債務
 - 第1目 総則（第446条～第465条）
 - 第2目 貸金等根保証契約（第465条の2～第465条の5）
- 第4節 債権の譲渡（第466条～第473条）
- 第5節 債権の消滅
 - 第1款 弁済
 - 第1目 総則（第474条～第493条）
 - 第2目 弁済の目的物の供託（第494条～第498条）
 - 第3目 弁済による代位（第499条～第504条）
 - 第2款 相殺（第505条～第512条）
 - 第3款 更改（第513条～第518条）
 - 第4款 免除（第519条）
 - 第5款 混同（第520条）

第2章 契約

- 第1節 総則
 - 第1款 契約の成立（第521条～第532条）
 - 第2款 契約の効力（第533条～第539条）
 - 第3款 契約の解除（第540条～第548条）
- 第2節 贈与（第549条～第554条）
- 第3節 売買
 - 第1款 総則（第555条～第559条）
 - 第2款 売買の効力（第560条～第578条）
 - 第3款 買戻し（第579条～第585条）
- 第4節 交換（第586条）
- 第5節 消費貸借（第587条～第592条）
- 第6節 使用貸借（第593条～第600条）
- 第7節 賃貸借
 - 第1款 総則（第601条～第604条）
 - 第2款 賃貸借の効力（第605条～第616条）
 - 第3款 賃貸借の終了（第617条～第622条）
- 第8節 雇用（第623条～第631条）
- 第9節 請負（第632条～第642条）
 - 第10節 委任（第643条～第656条）
 - 第11節 寄託（第657条～第666条）
 - 第12節 組合（第667条～第688条）
 - 第13節 終身定期金（第689条～第694条）
 - 第14節 和解（第695条・第696条）
- 第3章 事務管理（第697条～第702条）
- 第4章 不当利得（第703条～第708条）
- 第5章 不法行為（第709条～第724条）